

| | |
|--------------------------------|----|
| 法制審議会刑事法（性犯罪関係）部会 第1回会議配布資料 | 26 |
|--------------------------------|----|

強盗強姦罪が設けられた歴史的経緯等

強盗強姦罪が設けられた歴史的経緯等

【旧刑法】（明治13年）

第三百八十一条 強盗婦女ヲ強姦シタル者ハ無期徒刑ニ處ス

（注）本条文は、司法省において編纂され、明治十年十一月二十八日に司法省から太政官に上程された「日本刑法草案」には規定されていない。その後太政官に置かれた刑法草案審査局による審査により追加された規定であるが、同局における審査の記録はなく、追加の趣旨は明らかではないとされている（新井勉「旧刑法の編纂」法学論叢98巻4号101頁）。

【現行刑法定時】（明治40年）

第二百四十一条 強盗婦女ヲ強姦シタルトキハ無期又ハ七年以上ノ懲役ニ處ス
因テ婦女ヲ死ニ致シタルトキハ死刑又ハ無期懲役ニ處ス

（参考1）刑法改正案理由書

【強盗強姦罪について】

現行法第三百八十一条ト同一趣旨ノ規定ナリ本條後段ハ特ニ刑ヲ重クスル必要ニ出タルモノナリ

【改正刑法仮案】（昭和15年）

第四百二十八条 強盗婦女ヲ強姦シタルトキハ無期又ハ十年以上ノ懲役ニ處ス
因テ死ニ致シタルトキハ死刑又ハ無期懲役ニ處ス

（参考2）刑法並びに監獄法改正調査委員會議事速記録（法務大臣官房調査課）

【強盗強姦罪の趣旨等について】

現行法の二百四十一条の規定に当たります。是も刑が現行法よりも多分重くしてあつたと記憶して居ります。

※ 本記述の前には、夜間人の住居に侵入して強盗をする罪等の説明として「所謂夜間住居侵入、持兇器強盗、それから二人以上の強盗と云ふやうな場合は危険が大きいものとして特別に刑を重くしているのであります。現行法よりもずっと刑が重くなつて居ります。」との記述があり、本条の趣旨もこれと同様であると推測される。

【改正刑法草案】（昭和49年）

第四百二十九条（強盗強姦）① 強盗犯人が、女子を強姦したときは、無期又は七年以上の懲役に処する。

② 前項の罪又はその未遂罪を犯し、その結果、女子を死亡させた者は、死刑又は無期懲役に処する。

（参考3）改正刑法草案の解説（法務省刑事局）

【強盗強姦罪の趣旨等について】

本条は、強盗犯人による強姦及びその結果的加重犯としての致死罪に関する規定であり、現行法第二百四十一条と同趣旨である。

第二項の致死罪の法定刑については、結果的加重犯については原則として死刑を規定しないという立場から、無期又は十年以上の懲役とすべきであるという意見（総会修正案109）、無期懲役とすべきであるという意見（第二次案第三百四十六条第二項）などがあったが、強盗強姦致死は強盗致死よりもさらに悪質な犯罪類型であり、これに死刑を規定しないこととするのは、一般予防の面から好ましくないうえ、国民感情に反することなどの理由から、現行法どおり死刑又は無期懲役を規定することとなった。